

令和3年度

「丸のこ等取扱い作業従事者教育」のご案内

URL : <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024) 522-2266

丸のこ等を使用する作業では、取扱いの不慣れ、安全カバーの機能を無効にしての使用や作業姿勢の悪さ等により、毎年多くの作業者が被災しており、死亡災害など重篤な災害に至るケースも少なくありません。特に、木造家屋建築工事における死傷災害発生件数では、墜落災害に次いで「切れこすれ」が多く、とりわけ丸のこ等によるものが多発しています。

丸のこ等は、木造家屋建築工事に限らず、建設業全体に幅広く使用されており、丸のこ等による災害防止を徹底させるためには、事業者が行う労働安全衛生法に基づく雇入れ時の教育や作業内容変更時の教育などの安全衛生教育に、丸のこ等の取扱いを盛り込む必要があります。

厚生労働省安全衛生部長通達（平成22年7月14日付け基安発0714第3号）では、当該教育を平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」等に基づき実施することとしている「特別教育に準じた教育」として位置付けております。

当支部では、通達で示された安全教育実施要領に基づき、事業者に代わって下記のとおり開催しますので、当該作業に従事される方々は受講いただきますようご案内いたします。

記

※申込みはホームページから24時間可能です。

1 講習日時・会場・受付期間

開催月	開催日	講習日・会場	申込開始日	申込締切日
R4	3月	5日（土） 福島県建設センター 福島市五月町4-25	2月7日（月）	2月24日（水）

※講習時間 9:00～14:00

2 受講対象者

建設現場等で丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業者等

3 講習科目・時間

講習科目	範囲	時間
丸のこ等に関する知識	・丸のこの構造及び機能等 ・丸のこの選定 ・丸のこ歯の選定	30分
丸のこ等を使用する作業に関する知識	・作業計画の作成等 ・丸のこの取扱い ・丸のこ作業の基本動作 ・丸のこ作業の手順 ・丸のこ切断作業の方法	90分
丸のこ等の点検及び整備に関する知識	・丸のこの点検・整備の方法 ・丸のこ歯の点検 ・点検結果の記録	30分
実技	・丸のこによる「実技」 ※取扱い方法を中心に	30分
安全な作業方法	・災害事例 ・丸のこ使用の良い例・悪い例	30分
関係法令	・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び丸のこ等の労働災害を防止するため当該業務について必要な事項	30分
合計		240分

(講習会当日の準備物等について)

※講習会は学科講習と実技講習となりますので、下記の準備物を各自用意してください。
筆記用具、ヘルメット、作業着、作業靴(スニーカー、安全靴等 サンダル等は禁止)

4 受講料(受講料、教材費には、消費税含む。)

会 員		非会員	
受講料	6,600 円	受講料	6,600 円
教材費	円	教材費	1,050 円
合 計	6,600 円	合 計	7,650 円

※会員の方には教材費を補助いたします。

5 修了証

所定の科目を受講した方には、「丸のこ等取扱い作業従事者教育修了証」を交付します。

6 定 員

申込み順で、各開催定員30名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

7 受講申込み方法

①建災防福島県支部(以下「当支部」という。)のホームページから申し込んでください。
(<http://kensaibou-fukushima.jp/>)

申込み受付の手順は、下記をクリックして参考としてください。

[ホームページからの申込み受付のながれ](#)

8 受講申込み後の手続き(流れ)

※受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)2枚を貼付し、返信用封筒(当支部からの受講票返信用)と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。(受付から1週間以内に郵送をお願いします。)

送付先住所
〒960-8061
福島市五月町4-25
建設業労働災害防止
協会福島県支部

返信用封筒は長形3号を使用し、84円切手を貼り返信先(会社名又は申請者名)の宛名を記入して下さい。

②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、1週間経っても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。
(指定日は銀行振込案内書に同封いたします。)

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。

必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていないと振込が確認できません。

④申込み完了

振込の入金確認をもって申込み完了となります。

※ 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入押印及び写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記8 受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

9 その他（注意事項）

① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。

② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。

③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。

受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡ください。

また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。

④ テキストは講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

⑤ 福島会場の駐車場は限りがありますので、相乗りか公共交通機関をご利用ください。

※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申請書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。